

# 全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この大会は「全日本マーチングコンテスト四国支部大会」という。
- 第 2 条 この大会は四国内の各県吹奏楽連盟から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。
- 第 3 条 推薦母体となる県連盟は、次のとおりとする。
- ①愛媛県吹奏楽連盟            ②香川県吹奏楽連盟
  - ③高知県吹奏楽連盟           ④徳島県吹奏楽連盟
- 第 4 条 実施会場・日時などの必要事項は、四国支部第三事業部会で定める。

## 第 2 章 実施区分および参加資格

- 第 5 条 実施区分は「中学校の部」「高等学校以上の部」の 2 部制とする。
- 第 6 条 参加資格は、四国吹奏楽連盟（以下、四国支部）に登録された団体で、次のとおりとする。
- ①中学校  
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）
  - ②高等学校  
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める）
  - ③大学  
構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。
  - ④職場  
同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。
  - ⑤一般  
構成メンバーは自由とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

## 第 3 章 県代表

- 第 7 条 県連盟は県代表団体を決定し、本大会開催日の 2 週間以前に四国支部へ推薦・報告する。
- 第 8 条 本大会に各県から選出する団体数は 4 団体以内とする。
- 第 9 条 本大会に参加する費用は参加団体の負担とする。
- 第 10 条 出演順は四国支部第三事業部会において決定する。

## 第 4 章 演奏・演技

- 第 1 1 条 各部門の参加人員は 80 名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。  
2 指揮者は置いてもよい。
- 第 1 2 条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものである。
- 第 1 3 条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。
- 第 1 4 条 出演時間は 6 分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。
- 第 1 5 条 演奏曲は自由とする。

## 第 5 章 審査・表彰

- 第 1 6 条 審査員は常任理事会で選出し理事長が委嘱する。  
2 審査員は 5 名とする。  
3 審査方法は別に定める審査内規による。
- 第 1 7 条 表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 第 1 8 条 全国大会への支部代表数は、全日本マーチングコンテスト実施規定による。

## 第 6 章 その他

- 第 1 9 条 この大会の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。  
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第 2 0 条 この規定は常任理事会の議決により改定することができる。

- ※ 平成 4 年 4 月 2 9 日の総会にて一部改定
- ※ 平成 5 年度より、代表数の変更により第 30 条を変更
- ※ 平成 6 年度より、第 32 条を追加
- ※ 平成 8 年度より、代表数の変更により第 29 条を変更
- ※ 平成 9 年度より、出演時間・代表数の変更により第 22 条および第 29 条を変更
- ※ 平成 10 年度より、「小学校バンドフェスティバル」設定により第 5 条および第 22 条を変更
- ※ 平成 16 年 4 月 2 9 日の総会にて一部改定
- ※ 平成 19 年度より、第 5 条、第 13 条、第 18 条を改定。
- ※ 平成 21 年度より、第 8 条を改定。
- ※ 平成 25 年度より、第 11 条を改定。
- ※ 平成 26 年度より、第 11 条を改定、3 出制度廃止に伴い第 21 条を削除。

## 全日本マーチングコンテスト四国支部大会審査内規

- 第1条 この内規は全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について、5段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただしグループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は、3：4：3を目安とする。
- 第5条 第4条による結果は審査員の了承を得て理事長が賞を決定する。
- 第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表を出演団体に公表することができる。
- 第7条 この内規は常任理事会の議決により改定することができる。

- ※ 平成4年4月29日の総会にて一部改定
- ※ 平成5年4月29日の総会にて第2条を改定
- ※ 平成6年4月29日の総会にて注を削除
- ※ 平成16年4月29日の総会にて一部改定
- ※ 平成19年4月29日の総会にて一部改定